

金 澤 整 形 外 科

指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

第 1 条 医療法人慶士会が開設する金澤整形外科が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める

(事業の目的)

第 2 条 要支援状態にある者（以下「要支援者」という。）に対し、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条
- 1 金澤整形外科が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
 - 2 指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 金澤整形外科
- 2 所在地 愛媛県松山市小村町8-7番地6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 医師（管理者） 1名（常勤 1名）

医師は、指定介護予防通所リハビリテーションの計画策定に従業者と共同して作成するとともに、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に係る従業者への指示を行う。

2 従事者

理学療法士（非常勤 1名以上）

医師の指示により要支援者にリハビリテーションを提供する。

看護職員（非常勤 1名以上）

医師の指示並びにサービス計画に基づき利用者に対して健康管理及び療養上の指導並びに、必要な介護を行う。

管理栄養士（非常勤 1名）

栄養ケア計画に従い栄養改善サービスを行う。

介護職員（常勤 4名以上）（非常勤 2名以上）

従業者は、計画に基づき指定介護予防通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分

日曜、祝日及び夏季休暇（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）を

除く。

2 サービス提供時間帯

午前9時30分～午後4時00分

(指定介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位40名とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

(1) 介護予防通所リハビリテーション

(2) 食事サービス

(3) 入浴サービス

(4) 送迎サービス

1 指定介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理の基に要介護者に対する心身機能の回復のため、

リハビリテーションの計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下予防、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、

その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

① 運動療法

- ② 歩行訓練、基本的動作訓練
- ③ 自助具使用訓練
- ④ 日常生活動作に関する訓練
- ⑤ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員の立会いのもとで使用すること。

(サービスの提供に当たっての留意事項)

第 10 条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断された場合には、事業所の判断でサービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の実施地域は、松山市（旧北条市・旧中島町は除く）・東温市・伊予市・伊予郡松前町・伊予郡砥部町）とする。

(利用料その他の費用の額)

第 12 条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料は次のとおりとする。

- 1 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。
その他の費用の額として、食事代 1 日 4 1 0 円、おやつ代 8 0 円、レクリエーション材料費（個人の希望

による趣味的活動費用)、オムツ代は実費とする。(詳細は重要事項説明書に記載有り)

交通費として(片道1回あたり)通常の事業の実施地域以外の場合は次の通りとする。

通常の事業実施地域を越えた地点から1km毎に20円

- 2 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事故発生の対応)

第13条 事故発生時の対応は、次のとおりとする。

- 1 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な処置を講ずる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- 1 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第16条 指定介護予防通所リハビリテーションに関わる苦情が生じた場合は、重要事項説明書に記載されている苦情対応マニュアルを基に、迅速かつ適切に対応するとともに必要な処置を講じる。

(記録の保管)

第17条 記録の保管は次のとおりとする。

- 1 事業者は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整

備し、その完結から5年間保存するものとする。

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 従業員の質の向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべきものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は金澤整形外科が定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第20条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

1 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第 2 1 条

- 1 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

附則 この規程は令和 6 年 5 月 1 日施行する。